

太良町文化連盟規約

(名称)

第1条 この会は、太良町文化連盟(以下「本会」という。)と称し、事務局を藤津郡太良町大字多良1番地17に所在の大橋記念図書館に置く。

(目的)

第2条 本会は、町内文化団体及び個人の相互連絡と親睦融和を図るとともに相連携して太良町の文化向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 町民の文化向上のための各種事業の企画及び実施
- (2) 町内外文化団体と情報交換及び諸事業の支援
- (3) その他、目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 本会は、町内の文化団体及び本会の趣旨に賛同する個人会員をもって組織する。

- 2 部を新設する場合は、会長に申請のうえ評議員会の承認を必要とする。部内の会派を増派する場合は、部長を通して会長に申請のうえ理事会の承認を必要とする。
- 3 部又は会派を廃止する場合は、会長へ届け出るものとする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長(1名) 副会長(2名) 理事(若干名) 部長(各部1名)
評議員(若干名) 監事(2名)

(役員を選出及び任務)

第6条 本会の役員を選出及び任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、評議員会で選出し、本会を代表して会務を統括する。
 - (2) 副会長は、評議員会で選出し、会長を補佐するとともに評議員会及び理事会の議長を務め、会長に事故あるときはこれを代理する。
 - (3) 理事は、本会の会員の中より評議員会で選出するとともに、教育長、学校教育課長及び社会教育課長をあて、本会の運営及びその企画立案をおこなう。
 - (4) 部長は、各部より1名を選出し、各部の運営・業務を担当する。
 - (5) 評議員は、部長及び各部より1名ないし2名並びに会長の推薦する者若干名とからなり、本会の重要事項について審議する。
 - (6) 監事は、評議員会で選出し、本会の会計等を監査する。
- 2 事務局職員は、評議員会の承認を得て会長が委嘱し、本会の庶務会計その他必要な事務をおこなう。

(任期)

第7条 役員任期は、2年とし、再任することができる。役員に欠員を生じた場合は補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(顧問及び特別会員)

第8条 本会に顧問及び特別会員をおくことができる。この場合、評議員会の推薦により会長が委嘱する。

- 2 顧問は、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 3 特別会員は、本会の運営に協力するものとする。

(会議)

第9条 会議は、理事会及び評議員会とする。全ての会議は、役員の過半数の出席を必要とし、議決は出席役員の過半数により決議する。ただし、解散・合併等の最重要事項の決議は、出席役員の3/4以上の賛成を要す。

- 2 会議に出席できない役員が書面による意思表示又は他の役員に議決権を委任したときは、出席とみなす。
- 3 評議員会は、第5条の役員で構成し、会長が毎年4月に召集する。ただし、必要に応じて臨時評議員会を開催することができる。
- 4 評議員会は、本会の議決機関で、次の事項を審議・決議する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業の計画
- (3) 予算並びに決算の承認
- (4) その他重要事項

- 5 理事会は、会長が必要に応じて招集し、一般会務を執行し、かつ緊急事項を処理する。なお、評議員会を開催することができないと会長が認めた場合には、理事会の構成員の3/4以上の同意を得て評議員会に代わってその権限を行使できるものとする。ただし、次期評議員会においてその旨報告しなければならないものとする。

(経費)

第10条 本会の経費は、会費・寄付金・補助金・事業収入及びその他の収入をもってあてる。

- 2 会員の年会費は、中途加入の場合を含め500円とし、中途脱退した場合は会費を返還しないものとする。
- 3 会員が複数の部に在籍又は入部する場合は、それぞれ当該部へ前項の年会費を支払うものとする。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

付則

昭和47年9月26日施行

一部改正

S49.10.8 , S53.8.31 , S54.9.7 , S55.8.27 , S57.6.8 , S58.5.13
S59.5.26 , S61.7.22 , H1.8.10 , H2.3.28 , H17.4.28 , H18.4.26
H21.4.21 , H28.4.20 , R4.12.23 , R5.4.25